

第 28 回
中山間地域等総合対策検討会

農林水産省農村振興局

中山間地域等総合対策検討会

平成20年2月22日（金）

会場：第1特別会議室

時間：10：01～11：41

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 題

（1）平成19年度中山間地域等直接支払制度の実施状況（見込み）について

（2）中山間地域等直接支払制度の中間年評価のとりまとめ方向について

（3）その他

3. 閉 会

○**中山間整備推進室長** それでは、定刻がまいりましたので、ただいまから第28回中山間地域等総合対策検討会を開会いたします。

私は、本日の事務局を務めます中山間地域整備推進室長の内田でございます。

本会議の議事進行につきましては、通例によりまして佐藤座長にお願いしたいと存じます。

それでは、座長、よろしくお願いいたします。

○**佐藤座長** 皆さん、おはようございます。

本日の会議につきましては、遅くとも11時50分には終了したいと思いますので、皆さん、進行にはご協力よろしくお願いいたします。

また、今日は内藤委員と服部委員、それに永田専門委員がご都合によりご欠席です。それから、小田切委員につきましては所用がございまして、場合によっては退席させていただくことになります。よろしくお願いいたします。

○**小田切委員** 申しわけございません。

○**佐藤座長** それから、農村振興局長でございますが、所用によって欠席していますが途中からご出席いただけるかもしれませんのでご了承ください。

ではまず初めに、農村振興局の山下次長からごあいさつをお願いいたします。

○**農村振興局次長** 山下でございます。一言簡単にごあいさつをさせていただきたいと思っております。

実は、この検討会が、もう28回を重ねたかなというようなことを思いますと、感無量でございます。この検討会は、最初に私が構造改善局の地域振興課長のときに中山間の直接支払いの検討会を終わった後に、こうしたものをつくりたいということで皆さん方に集まっていたきまして始めたわけでございます。

そのときのコンセプトと申しますのは、中山間の直接支払いということに対して、当時すごく関心が集まりまして、要するに、この制度ですべてのことができるのではないかなというように、逆に過大な期待が直接支払制度にあったのではないかなと思いました。

そのときに、経済政策の基本というのは、ある問題があればその問題に直接ターゲットを絞る政策が必要だし重要なので、目の具合が悪い、胃が悪いあるいは腸が悪いといったら、それぞれに応じた対策をとるべきだと。したがって、中山間の直接支払いだけですべての中山間の抱える問題を解決できるのではなくて、それぞれに応じた政策を問題に応じて、ターゲットを絞っていろいろな対策を組み合わせる必要があるということで

発足させていただいたわけでございます。

さらにもう1つの重要なコンセプトとしては、従来市町村単位でそれぞれでやっていったならば必ず施策の重複がでたり、共倒れになってしまうなどいろいろな問題がありますので、市町村の枠を越えて、若干広域的に物事を考え、その中で総合的に施策を追求すべきではないかなというようなコンセプトがあったわけでございます。

それは、最近ではいろいろなところで、ダイレクトではないのですが、かなり形を変えて農林水産省以外の省庁でも、そのような観点からの施策が重要だということで取り組み始められてきたのではないかと考えております。

そのような意味で我々の検討会が、若干それに先んじて着手したということで意義があるのではなかったのかと思います。それが28回を数えて、しかもさらにこれが発展しているということは、私としても大変うれしく感謝する次第でございます。

そんな中で、やはり中心的な政策というのはこの中山間地域等直接支払制度だと思っております。一昨年8月に農村振興局に戻ってきまして、いろいろなところを歩いてみますと、この制度に対する評価が大変高いということで、大変うれしく思っているわけですが、ただ、状況に応じて、適切な評価をして、その評価に基づいて適切な見直しをすることがやはり必要だというように思います。そういう観点から、この中間年評価というものが、新しく制度の中にビルトインされたのだというように思っています。

そういう意味で、今日は役人としては、次をやるということをなかなかコミットメントしづらいのですが、ただ、これだけの評価をいただいている制度ですから、私は地域振興課長をやっていた当時「何年もつのか」と言われたときに、50年、100年というのは保証できませんが、ただし、新しい基本法の中に位置づけられた施策は、20年、30年で終わるということはないでしょうというようなことを、かなり個人的な意見として足を踏み外して発言させていただいたんですが、そのような意味で、次の対策につながるような評価をしていただきたいと思います。

今日は、よろしくお願ひしたいと思ひます。どうもありがとうございます。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

それでは、早速ですが、事務局からの資料確認から始めたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○中山間整備推進室長 それでは、資料を確認させていただきます。上から順に説明してまいります。まず、最初が議事次第、続けて委員名簿、本日の配布資料一覧。次から本体になりますが、資料1としまして、「平成19年度の実施状況（見込み）」。

て、A 4の縦でございますが、「中間年評価のとりまとめ方向（案）」。参考1、2、3としまして、A 3のカラーのポンチ絵が3枚続いて付いています。続けて、資料3、A 4縦の1枚紙でございますが、「中間年評価書のコンテンツ案」。資料4としまして、これもA 4縦1枚ですが、「検討スケジュール（案）」。

続きまして、以下参考資料でございますが、まず1としまして、A 4版の「中間年評価について」。続きまして、A 3横のカラーで「中間年評価の全体像」。参考資料3としまして、「各都道府県における中間年評価の実施状況」。そして、既に各都道府県で中間年評価が終わっているところがございますので、今回、青森県の事例を参考資料4として添付をさせていただきます。また、参考5につきましては、昨年9月以降、平成20年度の予算要求につきまして、秋に3回にわたりまして検討会において急遽ご議論をいただいた結果として、この参考資料5をつけております。そのご議論の成果として、平成20年度に「小規模・高齢化集落支援モデル事業」を創設しましたが、その概要を参考資料6として最後に付けさせていただきます。

以上、資料配布漏れ等ございませんでしょうか。

なお、資料1の実施状況の見込みにつきましては、本日の検討会終了後、本日の午後に公表を予定しております。

以上でございます。

○佐藤座長 よろしいでしょうか。

それでは、今日は、お手元の議事次第にございますように、2つ議題を用意させていただいてございます。1つは、「平成19年度中山間地域等直接支払制度の実施状況（見込み）について」、それから2番目は、「中山間地域等直接支払制度の中間年評価のとりまとめ方向について」でございます。

まず1番目の議題について事務局からご説明いただいて、そしてご意見をいただくようにしたいと思います。では、お願いいたします。

○地域整備課長 地域整備課長の仲家でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料1で実施状況の見込みについてご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。毎年この時期に今年度の実施状況の見込みをまずお示しして、正式には本年今度6月に報告、公表することになっていますが、今回は、見込み値を現段階で整理したものです。

1ページの交付市町村数ですが、全市町村が1,795あり、このうち直払いの対象となり得る市町村が1,130ございます。そして、実際に交付されている市町村が②になりますが、

19年度は1,040となります。18年度と同じ市町村数で今年度も実施される見込みでございます。内訳は、新規で2つ増えて、2つ合併で減って、総数で1,040で同じということになっております。

交付市町村率は、92%となり、対象となり得る市町村の90%を超える市町村で、この事業を実施しているということになります。

2ページをご覧ください。協定数ですが、この表の一番上が全体の数です。17年度から18、19の見込みと3年間の並びを書いておりますが、右側が19年度の見込みで2万8,712協定となり、昨年と比べて197協定数が増えております。

基礎単価と体制整備単価につきましては、より質の高い活動をしていただく体制整備単価が約2万8,700協定のうち1万3,554、基礎単価、いわゆる8割単価が1万5,158ということで、増減を見ますと、体制整備単価が205増え、基礎単価が8減っております。これは、従来基礎単価でやっていたところから、体制整備単価に移行したものが約177、それと、新規で協定に入ってきたものを併せております。

この協定の中には、集落協定と個別協定というものがございしますが、集落協定がほとんど大部分ですけれども、内訳がその下書いております。これをグラフにしたものが2ページの下ですが、協定数は全体的に増加傾向にあり、それと、体制整備の数が増えてきていることが特徴になっております。

3ページをお開きください。今の協定は、集落協定と個別協定と2種類ありますが、それぞれについて整理したものが3ページになります。集落協定は、円グラフを見ていただくと、今年度の見込みが2万8,257協定でございます。体制整備のほうが1万3,000超、(47%)、基礎単価のほうが1万5,000、(53%)になっております。個別協定は、体制整備単価が361、(79%)と基礎単価が94になっております。

全体数からいいますと、左側の集落協定が2万8,000、個別協定が455ですから、本当はこの円グラフの右側を小さく書くと実態のボリューム感がわかるかもしれません。

その下には、全国と北海道と都府県を分けて書いてございます。参考にさせていただければと思います。

4ページをご覧ください。今度は、実際に交付金を交付している面積の整理でございます。表①が、全体の交付の見込み面積で、これも17年、18年、そして19の見込みというように3年間並べて書いてございます。一番上の欄でございますが、19年の見込みが80万8,302haとなり、昨年18年と比べて3,100haほど対象農用地が増えております。②が、実際に交付されている面積ということで、19年度の見込みは、66万4,595haとなり、昨年と比べ

て1,823haの増加になっております。

その②の交付面積の内訳ですが、これも基礎単価と体制整備単価で面積を分けますと、基礎単価が約13万7,000ha減ってきておりますが、体制整備が52万7,285haと2,146haの増加ということで、基礎単価から体制整備に移行した協定が約180協定ぐらいありますので、面積も増減しているということでございます。

交付面積率は、①を②で除したものの、いわゆる交付のカバー率が、82.2%ということになっております。

下にグラフでわかりやすく書いておりますが、体制整備単価の面積が約8割で実施されているということになります。

次の5ページをご覧ください。この制度には、加算の仕組みがございます。加算の見込み面積、内容は、この表にございますように、規模拡大加算、土地利用調整加算、耕作放棄地復旧加算、法人設立加算の4つがあります。その内容が下の「※」に書いてございますのでご覧いただきたいと思います。

これらの今年度のボリュームを見てみますと、左の欄に19、18、17の3年間で3段重ねで年度的な経過を書いてございます。合計欄で見ますと、加算に取り組んでいる面積は1万2,468haということで、昨年度の1万614haから約1,850haほど増えてきているということでございます。

加算については、大部分が都府県で、北海道は規模拡大の1地区だけに取り組んでいるだけですので、都府県のほうで増えてきていることになります。

そして、6ページが取組状況を都道府県別で並べたものでございます。詳細は省略させていただきますけれども、先ほどの協定数、交付面積が全体として伸びてきているところうことですが、やはり各都道府県によっては、増減の差があり、また、加算についても積極的に取り組んでいるところと、消極的なところがあるなど、各地域での考え方なり取組の差というものも見てとれるかと思えます。

そして、7ページでございますが、参考ということで、これも最終的には今年の6月に全体を正式な数値でまとめたときに優良事例集ということでまとめますが、特徴的な取組事例を4つ挙げております。

一番上は、岡山県の機械の共同利用による集落の活性化というものに取り組んでいる事例。それから2つ目が、生産法人、集落営農などの育成に取り組んでいる山口県の岩国市の事例。それから3つ目の事例は、農家以外の方々と共同で活動することによって集落の活性化というものをはかっている新潟県柏崎市の事例。それから一番下は、19年度から導

入いたしました農地・水・環境保全向上対策、これも農地とか水とか環境を地域の農家と地域住民、非農家の方々と共同で守る、保全する活動に対する支援ですが、中山間直接支払いと同一地域で重ねて取り組むことによって、より質の高い活動を行っている岐阜県の関市の事例を挙げております。このような事例につきましては、別途整理をして、PRをしていきたいと思っておりますが、今日の段階ではご参考までに付けさせていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○佐藤座長 ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見ございましたらご発言お願いいたします。

お願いします。

○守友委員 参考1の加算のところでありますが、今のご説明の中で県別に差が出てきているという話でしたが、表を見てすぐわかりますように、中国・四国のところ、島根とか広島とか山口がかなり積極的にやっているというのがこのデータから明らかです。それから、私のおります栃木も含めてゼロというところがあるのですが、これがどういう差によってあらわれてきたのかというあたり、まだ統計的にはつかめないかと思うのですけれども、何か感触的にこの差が一体何によるものなのかというあたりがもしわかれば教えていただきたいと思います。全体的な実施状況の見込みのところの加算単価面積が県別によって相当違う、特に西日本というか中国・四国が多いのですが、それに比べると東北、近畿、関東、特に関東は低い、この理由は一体何なのかということです。

○地域整備課長 加算には幾つかの種類がありますが、例えば、規模拡大や法人設立など農業構造改革的な取り組みが広島、島根、山口に多く、例えば広島県では法人設立加算に取り組む協定が多くなっております。

それから、地域の事情というか財政的な観点から積極的に取り組まないという理由も考えられますが、いずれにしても6月までには細かい数字が出てきますので、もう少し丁寧な整理をするとともに、中間年評価においても分析をしていきたいと思っております。

○守友委員 ありがとうございました。

○佐藤座長 どうぞ。

○松田委員 単純に見ますと、集落協定数の多い県は加算面積も多いですね。したがって、集落協定がたくさん結ばれるような条件があるところと、今課長がおっしゃった条件とが繋がっているんじゃないかと、単純に見ますとそのような気がします。

○佐藤座長 どうもありがとうございます。

ほかにご発言はいかがでしょうか。お願いします。

○小田切委員 同じ6ページなんですけど、都道府県別の協定面積を確認すると、幾つかのところで減ってるところがあるようでありまして、ざっと数えると6道県でしょうか、特に北海道が800haほど減ってるんでしょうか。全体が1,800ha増加しているということを考えると、800haの減少というのはかなり大きなボリュームの減少だと思うんですが。

そこでお尋ねしたいのが、当然これは協定の中止によって発生しているものなんですが、交付金の返還という事例が発生しておりますでしょうか。この辺の詳細がわかりましたらご説明いただければと思います。

○地域整備課長 今先生が言われましたとおり北海道では、19年の交付見込み面積が32万3,000haと18年度の32万3,800haに比べて約800ha減っています。北海道は、草地に対する交付が非常に大きく、傾斜要件ではなく、草地比率が高い草地という生産条件の不利性で交付している地域が約30万haあるのですが、その中で飼料とか他の畑作物ができるような条件になったところについては、畑作物に切り替える場合があります。そうすると、そこは、草地ではなく畑地扱いとなり畑の傾斜要件を満たすことができなくなる場合があるため、このような草地については交付対象から除外されます。その減少分が、今回の大きな要因というように聞いております。

それと、奈良県も若干多いのですけれども、奈良県は昨年もあったのですが、生産調整が未達成となった農用地については交付を停止することになっておりますので、今回外れているということでございます。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

ほかにご発言いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

では、2番目の議題でございます、中山間地域等直接支払制度の中間年評価のとりまとめ方向について、資料に従って事務局からまず説明をお願いします。

○地域整備課長 それでは、資料2の中間年評価のとりまとめ方向（案）をご覧ください。集落協定の評価が1、2番目に制度の成果と課題の明確化、そして3として、それらを受けて中間年評価で制度の見直し・改善の必要について検討とあります。

おさらいをさせていただくと、参考資料の2をご覧ください。これは、9月の検討会のときに中間年評価これからどのようにしてやっていくかということでご説明した資料です。

資料の、左から集落段階、市町村段階、県段階、国というように中間年評価を整理しながらやっていくということをご説明いたしました。左の集落段階というのは、約2万9,000の協定すべてについて自己診断で評価をしていただき、それを右側の市町村段階で、市町村がそれら協定の実施状況を市町村として12月までに評価を行っていただく結果に基づき20年3月末までに都道府県で第三者委員会の意見を踏まえて、都道府県評価としてやっていただくということになっております。

ですから、今の時期は、この県段階で市町村からあがってきた評価を県第三者委員会を開きながら、県としての中間年評価をやっていただいている最中であります。

そして、県は、3月末までに国に報告していただいて、国は6月末までに国段階の中間年評価をするということになっております。

一方、行政ルートでの評価とあわせて、この表の下アンケート調査を実施しておりますが、これは、集落協定と交付市町村のすべてについて協定の代表者、関係の市町村の方々にアンケートを実施し、別の切り口での評価、調査して、それらを全部重ね合わせながら評価をしていくという全体設計になっております。

そして、最終的には、国が中間年評価を実施して、右側にありますような制度の改善や見直し、そして最終評価というのが来年ございそうですが、そこに繋げるような評価を今回やるということになっております。

これを頭に置いていただいた上で、今回は中間年評価のイメージをお話しさせていただいて、我々が6月までに中間年評価を分析するに当たってどういう切り口でどのような整理をしたらいいかということに対して幅広いご意見をいただければと思っております。

戻りまして、資料2の参考1をご覧ください。参考1では、中間年評価のとりまとめ方向についてイメージをまとめてあります。中間年評価は、制度上平成19年度の実施状況とあわせて行うという仕組みになっておりまして、先ほど19年度の実施見込みをご説明させていただきましたが、その実施状況とあわせて評価をするということです。この表では、一番左にまず19年度の実施状況ということで、協定の対象の市町村数、交付対象面積、取組内容、そして、協定の規模、構成員、交付金の配分割合、加算の取組などの客観的データが19年度の実施状況としてあがってきます。それをまず整理をし、その数字を評価につなげていくということになります。

次に右側にいきまして、市町村評価がございそうですが、要領等のとおり集落マスタープラン、そして農業生産活動として取り組むべき事項、その下のE、F、Gは継続に向けた取組、そして加算措置というような項目ごとに、中間年での目標に対する達成の状況がどう

かとか、このままあと2年間最終年まで順調にいけるのか、それとも少し後押ししないと達成が無理なのか、それとも今の段階では達成がもう無理なので、後で全部交付金をその時点で返還するよりも止めさせたほうがいいのか、極端な話ですけれども、例えば、そのような今時点での個別の協定ごとの評価をいたします。

そして「○」の数で総合評価で協定自体の「優」「良」「可」ということと、協定の中の、かつ各活動項目ごとの達成状況というものをこのように整理をしていきます。そして、さらにそれを受けて右側ですが、市町村等が先ほどのように後押しすれば、目標どおり達成が見込まれる場合は、どういう内容の指導をすることが必要なのかということを協定ごと、その活動の状況ごとに調べております。そして、市町村の指導・助言の内容を、集落協定の属する地域や活動内容を分析することによって、課題や問題点がわかってきます。

例えば、「可」とか「不可」とか余り達成状況がよくない協定について、それが左側の実施状況との関連において、どういう地域の、どういう活動の目標を立てているところが厳しい状況なのかというようなことを分析し、制度的な課題があるのか、それとも地域の事情なのかというようなところを明確にしていきたいということです。

そして、協定の代表者の方や、市町村の関係者の方からあがってくるアンケート調査の結果、例えば、この施策で期待している効果であります耕作放棄の発生防止とか、活性化とか、多面的機能、前対策との比較、それから協定締結に至る経過、こういうものについてこの直払いがなかりせばどうなっていたらどうかとか、前対策と比べてどんな変化があったとか、うまくいっているところの協定役員の年齢層がどうなのかとか、非農家の方々の参加率が高いところとそうではないところはどうかなどの結果と、先ほどの市町村、県から上がってきた評価の関連を整理・分析したいと考えております。

ただ、非常に膨大な項目がある中を分析すると、ここでは相関を分析すると書いてあるのですが、十分にやり方を整理をして効果的にやる必要があると思っております。

イメージでは、6月のとりまとめに向けてこのようなデータが3月末までに国に上がってきますから、これらを関連づけて先ほどのような評価、そして効果の検証をしていきたいと思っております。

具体的な分析のイメージを次の参考2と参考3にまとめましたのでご覧ください。これもまだ本当のイメージ、たたき台ですので、こういう分析の切り口をこれからさらに詰めたり、先生方のご意見をいただきながら、6月までにこのような分析をしっかりとしていきたいというように思っております。

例えば、参考2ですけれども、集落協定の評価ということで、左側に1から5までござ

います。マスタープランの取組の達成状況や、このような協定で取り組むいろいろな活動の進捗状況がありますが、それと市町村評価などの中身から、例えば、右側のように、これは市町村評価の分析ということなんですけれども、その①から⑤のような効果について、A、B、C、DからHまでのような項目についてそれぞれの現時点の達成状況、そして最終年までの達成の見込み等を含めて、「優」「良」「可」「不可」という4段階でわかるようにします。それぞれの活動ごとにそれぞれの協定がどのぐらい、どういう評価になっているのかということをおこなうような表で整理をしていくことにしております。

ですから、この右端の合計欄のところは、2万8,000協定となります。全部の協定がこのようなそれぞれの項目ごとに「優」の段階にあるのか「良」の段階にあるのかというのが出てくるようになっていきますので、これらを統計的にまた分析をしていくということになると思います。

このような整理をしていく中で、表の下に取組内容別評価、それから指導内容別に見た協定数とか書いてございますので、先ほどのような今の協定の状況、「優」「良」「可」「不可」のそれぞれの段階というものがそれぞれの①から⑤にあるような活動項目の関連とどのようになっているかというものを分析する。

また、項目ごとに達成状況の良いところから余りよくないところについて、市町村がどういう指導をするのかを整理します。その指導方法によって、その因果関係も含めてある程度見えてくるのではなかろうかというような整理でございます。

それから、一番下は、県段階での評価というものも上がってきます。そうすると2万8,000協定を、「優」「良」「可」「不可」と分けた場合、地域ごと、県ごとにどうなっているかということも調べていくことによって、例えば、非常に優良な協定が多い県とそうでない県というのがはっきりしてくると、それは何か地域の事情なのか、それとも何か県の特有な事情なのかとか、今後の制度を全体を動かしていく上で特に着目してそれを改善していったらいいかということも見えてくるのではないかとということで、こういう地域別なりという観点からの評価というものを入れていきたいと思っております。これらは1例といいますか、こういうことでこういう切り口をこれからどのようにつくっていくかということが我々の仕事で、先生方からもご意見いただければと思っております。

それから、参考3は、今回の中間年評価は制度の効果も検証評価するということになっておりますので、この制度が各方面から非常に評価されているのですが、それをしっかりとわかりやすく、なおかつ定量的というんでしょうか、なるべく客観的なデータで示せるようにするということです。例えば、左側にあるようなこの施策の期待されている効果、

1 から 3 が大きなものですが、このようなものについて先ほどのような客観的な実施状況のデータ、それから市町村から上がってくる評価のデータ、そしてアンケート調査というものを組み合わせて関連性というものを見ていきたいと考えております。

例えば、1 の耕作放棄の抑制については、右側の円グラフのとおりアンケートで効果があるかないか聞いております。それと市町村評価の結果と客観的な協定、活動のレベルの今の状況との関連性を分析した場合、基本的には優良な協定のほうが効果が高いというようなことが出てくるだろうし、これは想定はされるのですが、実際にどのような結果が数値的に出てくるかということを調べてみたいと考えております。

それから、2 番目の集落の活性化については、アンケートでいろいろ聞いておりますが、この活性化というものの意識が高いアンケートの結果と、「優」「良」「可」「不可」の関係というものがどうなのか、これも一般的には「優」のほうが効果が高いと思うのですが、それが規模だとか地目別とかそういういろいろな違いで差が出てくるのかどうかというものをみたいと考えております。

それから、3 番の多面的機能については、同じような効果のアンケート調査の結果と評価とをリンクさせます。

それから、4 番目ですが、現行対策は 2 期対策目ですが、1 期のときの対策と比べて、2 期は仕組みを少し変えておりますので、そういうものとの関連がどうかということも見ていこうと思っております。例えば、協定の役員さんの年齢構成と、それから先ほどの協定の「優」「良」「可」「不可」というような関係がどうなのかということを見たいと考えております。

実はこの数字は、単純なイメージではなくて、今上がってきている都道府県から抽出をして、1,400 ぐらいのデータを試行的に整理して作成しております。イメージということなのですが、実態をある程度反映したもので、机上のイメージではないということだけはご理解いただければと思います。

例えば、4 番の役員の年齢を見ますと、年齢構成はやはり 2 期になると高齢化が進んできているということになります。1 期から引き続いて役員の方はやっているだろうと想定はされます。

それと協定の評価レベルというのを分析してみますと、年齢層が若い層のほうが協定の質で「優」のほうが多くなっている、そんな傾向が見えてきているということです。このようなことから、例えば、若い方の参画なりそういうものによって活動の質とかそういうものも変わってきているのではないかと考えています。この中には、女性の参画など

データもありますので、このようなものもこれとの関連について調べてはどうかと思っています。

その他いろいろ切り口はあるのですが、協定の規模や参加者が多いか少ないか、非農家の数が多いか少ないかなどと活動のレベルとの関連についても調べていって、今後この制度の効果を上げていくために何が課題か、より効果を高めるためにはどのような要素を入れる必要があるのか、あるいは、仮に課題が多い、なかなかうまくいってない活動の場合の原因がこれで見つけられればそこを改善するような制度的な措置というものを検討していく必要があるのではないかと考えております。

くり返しますが、この資料はまだ粗々のイメージですので、こういうような切り口のものをもう少し丁寧に整理をしていって、中間年としての評価の中でこの政策の効果なりを検証をしていきたいと思っています。

資料3は、今のような整理をこれから我々は県から上がってきたデータを4月から2カ月、3カ月の間に整理をしまして、最終的にこの6月に中間年評価をまとめるわけですが、6月の最終的な中間年評価のとりまとめのイメージ、評価書のイメージということでコンテンツ（案）を資料3にお示ししております。

まず、Ⅰが「はじめに」で、目的、内容、意義と根拠を、Ⅱが「取組状況・交付金に係る効果」ということで、「1 評価の概要」と「2 評価結果」。「2 評価結果」の中には、「(1) 19年度の実施状況」、それから「(2) 評価の結果」、さらには「(3) 制度の成果と課題」、「(4) 第三者機関の委員からのご意見」などのコンテンツで最終的にこの評価書をまとめていきたいと考えております。

次に、資料4のスケジュールでございます。本日がこのスケジュール表の下から3つ目の2月22日、28回ということで、19年度の見込みのお話と、先ほどのような中間年評価のとりまとめ方向について考え方をご議論いただきます。そして、通常年ですと6月に実施状況のとりまとめの検討会を1回やるのですが、今年は中間年評価をまとめるということですので、4月末に中間年評価のさらにもう少し具体的な素案、骨子なりそういうものもご議論いただければと思っています。

第29回としておりますけれども、4月の検討会で先生方からのご意見も踏まえて、最終的な中間評価というものをとりまとめをして、6月に第30回の検討会でご議論いただいて、成案にもっていききたいというようなイメージでございます。

あとご参考として、参考資料の3を見ていただきたいのですが、これは都道府県の取り組みの実施状況です。スケジュールの中では、12月までには市町村から県にすべての資料

が上がってくるといことなのですが、おおむね上がってきており、若干であります、遅れているところがあります。

そして、2のところで第三者委員会の開催状況を報告しています。これは、都道府県の第三者委員会が1月から3月でやっていただくということになっておりますが、これはもう既に終わっているところが28%、2月が28%で3月が71%という状況です。3月末までに各都道府県が先ほどのような委員会を開いて、県としての中間年評価をとりまとめたいただくと、その結果を3月末までに国に報告していただくというようなスケジュールで今動いております。

そして、参考資料4がその1例としまして、既に都道府県の評価委員会を終わっている青森県の事例です。2月19日ですので、二、三日前に開催された県の評価委員会への提出資料です。青森県ではこのような形で第三者委員会にかけているということです。都道府県ごとに少しずつ評価の仕方に違いはありますが、これは1つの例ということでご参考につけさせていただきます。

資料の説明は以上でございますけれども、これから先ほどのような中間年評価、かなり膨大な調査をかけておりまして、それを各段階で集計整理をしている段階ですので、その整理というのが非常に重要になってくるということになります。先ほどのような今の段階のイメージを今日お話しさせていただき、さらに、これからの整理の仕方なり切り口なりそういうものについて先生方からいろいろなご意見いただければ大変ありがたいと思っております。

以上でございます。

○**佐藤座長** はい、盛りだくさんの説明をいただきましたので、まだ整理されてないかもしれないかもしれませんが。どうぞ。

○**松田委員** 説明が盛りだくさんで途中で少しついていけなくなりまして、教えていただきたいんですが。今お話になった参考1と、それから中間年評価のイメージ（集落協定等の評価）という参考2の関連なんです。参考2のところで市町村評価の分析という表がございますね。これは単位は協定数となっているんですが。そうしますとこれは市町村ごとにこの表をつくれるというように理解してよろしいんですか。そこがご説明の中で少しわかりづらかったのですが。

○**地域整備課長** これは、各協定ごとにこのようなものがそれぞれの段階で出てきております。この整理の仕方は、非常に簡単に書いてあるのですが、最後にそれを全部合計すると、右側の合計欄が2万8,000協定というように出てきて、2万8,000の協定のうち、一番

下の⑤の総合評価のところで「◎優」となる協定が、例えば、1万とかわかりませんけれども、2万8,000のうち1万とか、「良」が5,000とかわかりませんが、そういう数が出てきます。それぞれ1つずつについて出てきます。

○**松田委員** そうすると、あくまでも分析の単位は協定だということですね。

○**地域整備課長** 基本は協定というように考えて、そうしないとなかなか見えない部分があります。

○**松田委員** はい、そう思います。そうしますと、参考1のところで、上の流れで市町村評価と総合評価と出ますね。その次の総合評価というのはこれは市町村ごとの評価ですね。

○**佐藤座長** そう、市町村ごとに評価するということです。

○**松田委員** しかし、その次にいくと今度は単位が協定の話なんですね、分析をして、右側は。

○**地域整備課長** これは、市町村で1本の「優」「良」「可」ではなくて、市町村が評価するという意味ですので、この下には協定ごとの評価が全部あるということです。

○**松田委員** はい、わかりました。そうしますと、やはり分析の焦点は協定ということになるのでしょうか。

○**地域整備課長** 基本的には協定になります。

○**松田委員** わかりました。質問は終わります。

○**地域整備課長** よろしいですか、そういう考え方で。

○**松田委員** いや、それは大変な作業だなと。

○**佐藤座長** 膨大なデータになります。

○**松田委員** すばらしいと思ひまして。

○**地域整備課長** 基本はそうなんですが、一方で先ほどのような大変なボリュームの作業となるので、どういう切り口で分析整理するかというのはこれからまた検討していきたいと思っています。

○**松田委員** 中間年評価として整理するなら全部2万8,000を対象にすべき。

それで、あと1点なんですが、都道府県別の点取り表みたいなのをおっしゃいましたね。これは何かわかるでしょうか。

○**地域整備課長** 今の参考2の下表ですか。

○**松田委員** はい。これは先ほどの栃木県はなぜゼロかというようなお話がありましたように、それぞれの個別の薄まった事情になりまして、1つの県の中でもその地域の地形の状況なんかによっても違うのじゃないかと思ひますので、まとめるなら農政局単位ぐらい

にしたほうがわかるんじゃないかと思うし、ここを県でまとめたところから課題を抽出するというのは少しずれるんじゃないかと思います。むしろ協定のところで課題を抽出したほうが次の施策にもつながるんじゃないかなと、今お話を伺ってて思いました。

この資料2については後で議論するんですか。

○佐藤座長 今一緒に議論します。これについてもご意見ください。

○松田委員 とりまとめ方向（案）についてよろしいでしょうか。

○地域整備課長 はい、資料2ですね。

○松田委員 これなんですけれども、2つ分析の方向ということに関して提案がありまして、これだと個別に見るのは「不可」や「可」をもらった協定だけということになってますね。この分析の流れでも。

○地域整備課長 特に、そこはしっかり踏み込んで分析をしたいということです。

○松田委員 こういうのはどうでしょうか、「優」をもらったすばらしいところと「可」のところを比較するというのは。

○地域整備課長 そこは、次の参考1のところにも書いてあるのですが、今回の中間評価で要領上の制度的な書きぶりからすると、やはり実施状況を確認して効果を確認するのですけれども、特に、達成状況が悪いところとかそういうものについてもこの中で分析をいたします。

参考資料1を見ていただきたいのですが、この左側の下のほうに、要領の運用18というところに3番のところですが、この中間年評価において「取組が不十分な集落に対しては取組の改善に向けた適切な指導・助言を行うものとし、改善が見込めない協定にあってはこれこれの措置を講ずる。」とありますように、これは交付をやめたりするなどのようなことをするということです。

ただし、我々の思いとすると、この中間年評価でだめなものを切り捨てるというものではなくて、だめになりそうな、今の状況は悪いけれども、それは最終評価までにどういう指導をしたり、どういうことをやったら目標が達成できるようになるのかというところが非常に重要な部分であるのではないかと考えております。

ですから、今回ここでこういうように市町村なりが判断してきたところというのは、その地区の個別の事情でそういうことなのか、それとも制度的な何かに絡んできているのか、そういうものについては少し踏み込んで整理をしたいというのが一つあります。

ただ、「優」についても先生が言われたように、なぜしっかりそれができているのかというものもあわせてやっていきたいと考えております。

○佐藤座長 はい、どうぞ。

○松田委員 あと2つ、言葉の問題ですが、今課長、個別の問題とおっしゃったんですけれども、資料2を見ますと、高齢化や連携不足等の個別の事情に起因するものか、それとも制度上の問題に起因するものかを分析しているとおっしゃっているんですが、個別というふうに書かれた言葉の意味も推察はできなくはないんですが、どこでも高齢化は進んでいるわけですね。どこでも話し合いの問題は難しいので、その部落だけの問題ではない。いわば社会状況だと思うので、個別のあなたたちだけの問題よというふうにレッテルを張ってしまうのが私は余り賛成できない。制度上ではなくて社会状況上ではないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○地域整備課長 おっしゃるとおりだと思います。今ここでは何か余りよろしくないところについては、制度上の問題に起因するものか、または個別の事情というようになっているので、その間に制度ではなくて社会情勢の変化など、共通するような要素もあるのではないかと、そういうことも考えなければいけないと思います。

○松田委員 もう1つ言葉なんですけれども、参考1の全体のところで、一番上の分析について3つ○がある中の2つ目なんですけど、実施状況、総合評価及びアンケート調査の結果の「相関を分析し」と書いてあるんですが、これ関連をぐらいにしておいたほうがよろしいのではないのでしょうか。相関といってしまうと統計上の言葉になってしまい、ここでは無理な話だと思います。

○地域整備課長 統計上の話ですね。はい、わかりました、「関連」にします。

○松田委員 以上です。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

今度の中間年評価、かなり欲張って分析をするものですから、いろいろな情報が与えられて混乱されていると思いますけれども、1つは、中間年評価でこの制度にのりきれてないところに関してはどういう事情があるのか、どういう手立てを打てばいいのか、あるいは背中を押すために何をすればいいのかを把握するための評価と、それから、来年多分やるであろう2期対策の評価もにらみながら分析をしたいということです。

もう1つ、これは言いすぎかもしれませんが、2期対策が終わった後の次に何をすべきかというところもある程度見ておいたほうがいいのかないかという気もするので、その辺も含めてどういう分析をすればよろしいかというようなご意見をいただければありがたいんですが。

○村田委員 いいですか。

○佐藤座長 はい、お願いします。

○村田委員 制度・政策をこういった第三者委員会が評価し見直して、次期対策に反映させるというこういう仕組みですね、改めて自画自賛みたいでおかしいんですが、やはりこれは評価できるやり方だと思います。今、座長がおっしゃったように、今度の見直しというのは相当盛りだくさんですよ。やはりそれは今耕作放棄地をどうするかだとか限界集落をどうするかというような問題が国民の注目を浴びているときに、非常に時宜を得たことだと思うんです。

それで、ひとつお聞きしたいんですが、直接支払いの交付金の金額の話についてです。10アール当たり2万1,000円という上限の金額、あるいは特に加算措置で10アール当たり500円とかいう金額。その単価が多いのか少ないのかという問題です。それは聞けばもっとちやうだいというに違いないんでしょうけれども。つまり金額として意味のある金額なのかどうか。少なすぎやしないのか、単価としてですね。そういった支給金額面の見直しにかかわる評価はあったんでしょうか。

○地域整備課長 全体の制度の検証する中でそういうことがあるかもしれませんし、かといってそれをやらなければいけないかといったら、それは必要があればやりますし、それはまさにこの検証結果といいますか、状況をみて制度の効果を上げるためとか、もっとさらに効果を上げるためにそういう考え方をするとということが出てくるとすればあり得るかもしれませんが、そこは明示的にそういうことは特には入れてないということです。

○村田委員 自由記述欄でありますから何をいってもいいことになってるんでしょうけれども、ことさら交付金の金額についての評価というのは聞いているわけじゃないということですか。

○地域整備課長 そういう聞き方はしておりません。基本的にこれは生産条件の不利性を補正するということですので、単価の考え方の基本は、制度設計上平場と条件不利地との生産費格差の範囲の中でやるというのがありますから、その骨組みは基本ですので変えるつもりはありません。

○佐藤座長 ダイレクトに聞いてないということですね。

○地域整備課長 ええ、聞いておりません。

○村田委員 2万1,000円についてはそれはわかります。しかし、2期対策で10割支給と8割支給と2つに分けたり、あるいはその加算措置を設けました。これは制度が精緻化したといえなくもないんですが、非常にわかりにくいというか複雑になって、運用上それだけの効果があるのかどうか、分けたことの意味があるのかどうか。そのところを知りたい

気もして発言しました。

○**地域整備課長** そこは、制度の複雑さとかもう少し簡略化できないかといったわかりやすさというようなことの中で議論はあるかもしれません。

○**佐藤座長** ほかにご意見いただけますでしょうか。

どうぞ、お願いします。

○**柏委員** 今回、加算措置がいろいろと盛り込まれてきました。第1期目からあった規模拡大加算というのは条件不利性の補正ということに意味的につながってくるものですが、それ以外の、例えば、土地利用加算であるとか法人加算というのは必ずしも条件不利性の補正とはつながってこない。その意味では、これらは経済政策の基本からすると少し異質なものとなっているのかもしれませんが。しかし、こういうのもあってもいいのかもしれないということで入っているんだと思います。

先ほど各県ごとに示された表を見ますと、例えば中国・四国なんていうのはこれだけ状況の厳しい中であってまさに県の政策の方針、法人加算をどっと入れて4桁のヘクタール数になっているところもあれば、逆に1桁のヘクタール数になっているところもある。非常に差が出てきているわけですが、こういう加算措置をどう今後見ていくかということはちょっと別にして、今回やった加算措置で、県ごとの考え方として非常に法人加算に力を入れましたよとか、余りやりませんでしたよとか、同じ中四国内とか、例えば北陸なんかでも非常に県によって違う。このあたりの何か成果との因果関係とまではいえないと思いますが、うまく関連性みたいなのがどこかでわかるような分析を入れてもらえればと思います。これは数字的に出てくるものとは余り思いませんが、もっとももっといろいろな諸条件が絡みますので、ある程度その辺も今回の加算措置がどういうふうな形で機能してきているのかわかればよいですね。ここのところは差がよく出てますので。

これは意見です、単なる。

○**守友委員** よろしいでしょうか。

○**佐藤座長** どうぞ、お願いします。

○**守友委員** 先ほど松田先生から農政局単位でという話が出たのですけれども、私は今の柏委員の話と連動していくと、やはり県レベルで出していただいたほうがいいのではないかと考えております。というのは、全部歩いたわけではありませんけれども、現場をいろいろ歩いて見えますと、やはり担当者の考え方によって随分差が出ると感じました。県レベルが市町村にどう説明するのかというので随分違うなというのが率直な感じですね。いい悪いということは別にしてですね。少なくとも制度はきちっと伝えなければいけない、

情報をオープンにして全部伝えなければいけないというあたりに若干温度差があるように思うのですね。

それがもしこの政策に反映しているとすれば、本当はやりたいのだけれども、説明不十分だったのでやれないというところもあるだろうし、全部聞けていたからなるほどこれは大事な政策だということで取り組んだというところもあると思うのですね。

ですから、その辺のところをやはり少し県レベルのところまで踏み込んだほうがいいのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。私の要望ですけれども。

○**松田委員** 確かに県の現場の方の意向というのはわかると思うんですけども、協定がどういう問題を抱えているかということは県レベルで比較しても余り出てこないんじゃないかなというのが先ほどの意見です。

○**佐藤座長** アグリゲートすればそれほどなめらかになってしまいますから難しですね。どうぞ。

○**守友委員** 協定でやるというまず先生の発言、基本線は大賛成であります。その上で少し処理のときに付加してもいいのではないかなというのが私の意見でございます。

○**佐藤座長** どうぞ。

○**小田切委員** ちょっと今の論点とは違ってよろしいでしょうか。

○**佐藤座長** はい。

○**小田切委員** 6月の第24回の検討会のときに申し上げたと思うんですが、多分この評価は二重の評価になっておりまして、制度の評価・改善という側面と、それから協定なり活動の評価・改善の側面と両方あるんだと思うのですね。それで、この二重になっているところが少しややこしいので、分けて議論したほうがよさそうかなというように思っております。

それで、後者の協定活動の評価・改善の点では、「不可」がついた協定に対して市町村あるいは県の普及組織などがどういうふうにアプローチしてどのような改善を果たそうとしているのかというこのプロセスが非常に重要だと思うんです。それで、多分報告書のコンテンツ案にはそこの部分は欠けてるといいましょうか、入る要素がない。つまり、ここは制度の評価・改善にかなり特化した書きぶりですので、そこの部分を加える必要があるのではないかというように思います。

そうすると、「不可」がついた協定に対してどういう対応をしたのかという調査が今後必要になると思うんですが、いずれにしてもそういう項目なり内容をつけ加えることができないのかできるのか、あるいはどうお考えなのかということをお尋ねしたいと思います。

それからもう1つは、前者の制度の評価なり改善というところについては、もちろんこのコンテンツ内容でよろしいかと思うんです。ただし、これについての意見を言う場が市町村レベルでいえば市町村の担当者、県レベルでいうと第三者委員会、そして国レベルでいうところのメンバーということになるわけなんです。形式的なパブリックコメントというのは必ずしも賛成ではありませんが、少し開かれた形でこの評価・改善についての意見を求めるという手もあると思うんです。特にこういった評価・改善の取組は、先ほども村田委員のご発言のように非常に重要な、農林水産省の政策全般にとっても重要なインパクトを持っています。ある種の、少し言葉は強いんですが、運動論といいましょうか、そういうことをやっているということをしてできるだけ多くの方々にわかっていただいて、少しでも多くの方々にこの過程に参加してもらおうという、そういう側面が非常に重要だと思うんです。

その点で何がしかの外からの意見を聞くような。単なる聞くというよりももっと積極的に聞くという、そういう場面も、あるいはそういうコンテンツも報告書の中に必要ではないかと思います。

以上です。

○佐藤座長 前半のご意見は先ほどの村田委員と同じような方向性の意見だと思います。

○地域整備課長 先生おっしゃられたように、まさに負荷がかかるかもしれませんが、そのところはこの中にも別途触れておりますので、もう少しやり方をどういうようにしたらいいか、考えていきたいと思っております。

それから、後半のほうはまさに先生おっしゃるとおりで、やはりこういう施策についての国民の理解というのがもともとこの制度の出発点でもありました。ですから、特にこういう検証評価については、やはり運動論として政策について発信をしながら、そして幅広いご意見を聞きながら、そして国民全体の施策だというような意識を持ってもらうような取組をやっていききたいと思っております。ただ、その具体的な手法については、中間年評価の段階とそれから最終評価というものもありますので、いつの段階でやるのか、後でやるというわけではないのですが、先ほどのようなパブコメのような話をいつのタイミングでやったらいいのか、それは少し検討させていただきたいと思いますが、先生のおっしゃる運動論というのはまさに私どもも認識しております。

○守友委員 少し細かいことでよろしいでしょうか。

○佐藤座長 はい、どうぞ。

○守友委員 先ほどの示していただいたデータ、例えばこの参考2とか3というところで

ございますね。これを読ませていただいて、実はこれ1,400ほどのサンプルを使っているのは存じあげませんでしたので、はじめこれは課とか局の「願望」が入っているのかなと思ったのですが、1,400ぐらいのサンプルとなるとかなりこういう傾向が出てくるだろうということが予想できるのですね。ということは、現在どんどん集まってきているデータを入力していった、その都度こういう形で累積されているということですか。

○**地域整備課長** どんどんというよりは先に我々が少しイメージを持つためにデータがそろっている7、8県に多少まだ精度はなくてもいいので、つかみなので、いただきたいということでお願いをして、1,400ぐらいのサンプルで集計しました。ですから、大まかな意味では大体つかみとして出してみました。

○**守友委員** いや、なかなか大まかな意味でよくわかるので、今後こういう傾向が出てくるのではないかなという想定はつくので、我々が今後考える際に、入口の基礎データとしては非常に重要ではないかなと思いました。

○**佐藤座長** どういう分析をすればいいのかということで、力仕事だと全部のデータをクロス分析するのでしょうかけれども、そんなことはしなくて、できるだけ意味のあるものだけクロステーブルをつくって分析するとか、そういうところでお知恵をいただければと思っています。

乾委員、何かご発言ございますか、

○**乾専門委員** 特にございません。

○**佐藤座長** よろしいですか。

○**小田切委員** 先ほどの協定の評価なり改善ということにかかわってもう1点申し上げますと、市町村がどのような体制をとったのか、県がどのような体制をとったのかということについてです。つまり協定についての「△」なり「×」がつくわけなんです、それに対して改善する際にどのような体制をとっているのかということも実は重要だと思うんです。

それで、これまた地域に負荷がかかる話で問題があるかもしれませんが、その辺の聞き取りといたしましょうか、どういう仕組みをつくり上げて、あるいはどういう仕組みをつくれなかったのかというその部分はむしろ国レベルの第三者委員会で評価すべき非常に重要な項目だと私は考えるんですが、その点はいかがでしょうか。

○**地域整備課長** それは今の段階で余りできがよろしくないところについて、市町村がどういう体制で今までやってきたのかということでしょうか。

○**小田切委員** 体制というのは、協定の改善に際して助言をするわけなんです、その助

言は具体的に何をしたのかということです。例えば、市町村内でプロジェクトチームを組んで、1つ1つ協定を歩いてその改善についてのやりとりをしているのかどうかとか。単に電話だけしたのか。結果的には何もしなかったのか、どうかということです。

○**地域整備課長** 今調べている範囲は、市町村が指導しなければいけないところについてのどのような指導をしたのか（又はしようと考えているのか）調査しています。その際に、それを今先生がおっしゃったような実際に体制を組んでしたのか、あるいは電話や説明会を開催したのかとか、そういうことでしょうか。

○**小田切委員** そうということです。

○**地域整備課長** そこまでは、現在の調査では把握しておりません。全部についてやるというのは困難ですので、抽出など、どうしたら把握できるのかは少し検討させていただきたいと思います。

○**佐藤座長** 今言ったような情報は、必ずしも県レベルでの評価委員会から上がってくるわけではないのですね。

○**地域整備課長** そこまではこないと思います。要は、この協定のこの部分が悪いからこういう指導の仕方をしようというところまではわかるんですが、具体的な指導のやり方までは今回は聞いてないです。

○**小田切委員** つまりこういうことを聞いたのは、実効性のある指導が本当に行われたかどうかということなんです。

○**地域整備課長** わかります。

○**小田切委員** それで、結局どう指導したかが知りたいわけですが、その部分を調べないと「△」や「×」をつけたというのも指導の1つになってしまう可能性もあるわけですから、そこに対して足を運んでどのような助言をしたのかということが知りたい。それはひょっとしたら定量評価になじみませんので、おっしゃるように事例的なもので構わないんですが。

○**地域整備課長** 今回の場合はまだ、中間年評価なので、そういうところについてはこれからこういう指導をするというのもあります。要は、やっと秋口に状況が出てきて上がってきて、今、県が、市町村なども去年の暮れにやっとそういうことをやり始めていますので、そこでできが余りよくないところについては、市町村とするとこういう指導をこれからしていくというところまでが今回の評価ですので、場合によっては実際にどうやるのか、どういう体制でやるのかというのはまさに最終評価のところにつなげていく過程で調べることも選択肢であると思います。今回の中間年評価については6月までにまとめるという

ことになりますので、先ほどのような全部の地区でそこを調べるには、検討しますけれども、限度があるような気がします。先生のご意見は理解できましたので、検討させていただきたいと思います。

○佐藤座長 どうもありがとうございます。

○守友委員 1つよろしいですか。

○佐藤座長 はい、どうぞ。

○守友委員 参考資料3の下の方に、中間年評価の課題、各県からの主な意見というところございますが、その一番下のところなのですけれども、担当者の主観によって左右されやすいとか幾つか検討すべきことが書かれていて、一番下に国のアンケート調査だけでは不十分として、独自に追加のアンケート調査を行った県も存在していると書いてあります。私も存じあげているのですけれども、これはその独自のアンケートをやった県は農林水産省のほうでは把握しておられるのでしょうかということと、それは県レベルで多分、県の検討会に提出していることだと思うのですけれども、そういった内容がどこかで全国的な状況としてつかめる可能性があるのかどうなのか。今すぐということではありませんが、それがつかめると各県が何か独自に抱えている課題というのもまたわかるかなという気がいたしますが、いかがでございましょうか。

○地域整備課長 中身までの分析とかは困難ですけれども、こういうものはすぐに把握はできますので、今の方向で少し調べて整理をしていきたいと思います。

○守友委員 本体が大きいですから、まず先にこちらを行っていただいて、追加として、各県がなぜその独自のところをやるのかという所に、つまり全国一般では解消できない問題を抱えているのだと思うのです。そういったところもつかめると、先ほどの松田先生の地域特性なのか協定の特性なのかなど、いろいろなところと各県ごとに抱えている問題というものの少しは明らかになるかなと思います。すぐにとは申しませんが、機会がありましたらお教えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○佐藤座長 いかがでしょうか。きょうはいきなり説明を頂いたわけですのでそんなにたくさんのご意見は出ないと思いますので、後ほど事務局からご説明いただきますが、宿題を出させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ほかになれば次に進めさせていただいてよろしいでしょうか。よろしいですか。

それでは、宿題の件について、事務局のほうからお願いいたします。

○地域整備課長 ありがとうございます。きょうは説明がまだイメージで申しわけなかったんですが、非常に膨大なデータが集まってきたので、それをいかに効率的に効果的に

分析をするのか。それも期間が6月までということですので、ぜひ先生方にはお知恵をお借りしたいということでございます。一番最後の資料に「中間とりまとめの方向性に対する意見・提案について」があります。先ほどのような分析のやり方とか、あるいは切り口、関連のさせ方について、ご意見なりご提案があれば、3月10日までに提出いただければと考えています。全部が反映できるというわけではないかもしれませんが、6月までのとりまとめに可能な限り参考にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○佐藤座長 お忙しいところだとは思いますが、よろしくお願いいたします。3月10日までにいただけますと4月の次回の委員会にはいただいた意見を踏まえた分析も出すことはできるかもしれませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、1、2の議題が終わりました。その他になりますが、お手元に参考資料ということで5と6がございますので、これについて事務局からご説明をお願いいたします。

○地域整備課長 参考資料5は、昨年末に先生方に直接お伺いしてご説明させていただきましたが、最初は予算要求でこの本体の拡充ということで議論をしていただきまして、3回の結果のとりまとめということでございます。

それと、参考資料6はその参考資料5のとりまとめを受けて、20年予算で新しい制度が、概算決定という形ではございますけれども、いわゆる限界集落支援というような形でお話しさせていただきましたが、名称についてはいろいろ機微な部分もあるということで、「小規模・高齢化集落支援モデル事業」になりました。この取組は、自分たちの集落だけではなかなか道水路の共同活動等が維持できない集落、例えば、中山間直払いにも入ると途中で非常に厳しい状況になってしまった場合、交付金の遡及返還とか全域にわたる返還規定というのがありますので、なかなか協定にも入れないというような集落について、中山間直払いの集落協定と連携をして、集落協定が共同活動を応援に行く場合にそれに対する支援を国と地方で行うというモデル事業です。

単価が裏側に書いてありますが、水田の場合ですと、国が反当たり、5,000円、地方で同額を出していただいて水田の場合1万円で共同活動を支えるということです。

右側に絵がございますけれども、下にイメージ図、これは前回の検討会のときにもお話ししましたが、集落協定の締結集落が、小規模・高齢化集落の農地、道水路共同活動について出張して支援する。出張といっても自分たちも一緒になってということですけれども、その活動をするに対して先ほどのような交付金を支払って国としても応援するというようなことです。

予算額として2億3,600万ということですが、約千集落ほど想定しています。現在、国会審議中ですので正式ではございませんが、地方にはこの内容についてお話をし、準備をしていただいているということでございます。

以上です。

○佐藤座長 はい、どうもありがとうございました。

今の説明は、新規事業のご紹介ですが、何かこれについてありますか。

○松田委員 ここで発言するのが適切な内容かどうかはわからないんですが、発言させていただきたいことがあります。それは、このモデル事業を実施していくことは直接支払制度にとって非常に重要だと思うんですけども、その実施の過程に関してなんですが、この事業支援内容というところを見ますと、特定集落の基準は「農家戸数19戸以下、かつ全農家人口の高齢化率が50%以上」となっております。

たまたま1月末にある市に行きまして直接支払いについて伺っておりましたら、その市の担当者の方が、県からこういう問い合わせがきているというんですね。それは特定集落の存在と、それから援助を受けたいかどうかということをチェックするためなんだそうですが、そのとき特定集落の基準として、「総農家数19戸以下、かつ販売農家の人口の高齢化率が50%以上である市」という基準で問い合わせがある。そうしますと、その集落では結局対象になるのが2集落しかなくなっちゃって、ないんだとおっしゃるんです。

その後ももちろん私本省にお伺いしまして、まだ販売農家の高齢化率というふうに決まってるわけではないんだというお話は伺ったんですけども、立ち上がりのときにそういう問い合わせを市町村の担当者の方になさったというのは大分誤解を生んでるんじゃないかと心配をしているんですが、いかがでしょうか。

○佐藤座長 先ほどの課長の説明にもありましたよう、かなり各地方に行かれて説明はしていただいているようなのですが。

○松田委員 私が伺ったのは1月25日です。

○地域整備課長 実際の要綱・要領を今詰めているところですが、基本的には客観的な指標で判断をしなければいけないということなので、センサス上高齢化率というのが販売農家でしか把握できないこともあって、基本的にはそういう考え方で整理をさせていただいたということです。

○松田委員 そうしますと、やはり全農家でいかないと自給農家が全農家の24%ぐらいはありますから、特定集落の中には自給的農家が多いわけで、この全農家というのは、これはこれでよろしいんですが、私が申し上げたいのは、熱心な現場の担当者が、何週間か迷

ったということを何とかフォローアップしていただきたいなということです。相当迷っておられました。

○**地域整備課長** わかりました、そこは丁寧な説明をさせていただきたいと思います。

○**松田委員** それは先ほどの小田切先生がおっしゃった市町村の人たちがどういうふうに対応するかということともかかわってくるんですけれども、とても迷っていたところにたまたま飛び込んだので聞かれたということです。

○**地域整備課長** わかりました。

○**佐藤座長** どうもありがとうございました。

ほかに。よろしいですか。

きょうの全体を通して何かございますか。ご意見ございましたらどうぞお願いいたします。

よろしいでしょうか。

では、どうもありがとうございました。本日用意いたしました議題はすべて終わりましたので、これで座長の役割は終わります。事務局にお返しいたします。

どうもありがとうございました。

○**中山間整備推進室長** 本日は大変貴重なご意見、ご審議いただきましてありがとうございました。本日いただきましたご意見並びに先ほどお伺いいたしました分析資料に対するご提案等を踏まえまして、次回までにとりまとめ素案を作成したいと思っております。

なお、次回の開催予定につきましては、本年4月下旬ごろを目途に考えさせていただきたいと思っておりますけれども、また具体的な日程につきましては改めて調整させていただきたいと思っております。

また、本日の議事録の公開につきましても、各委員のご了承をいただく必要がございますので、ご発言の内容等につきまして改めて確認のご連絡をさせていただきたいと思っております。

それでは、本日はこれにて閉会いたします。

どうもありがとうございました。

○**佐藤座長** どうもありがとうございました。

午前11時41分 閉会